

## 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について

北海道では、道内に居住するアイヌの子弟で、経済的な理由により大学又は短期大学における教育を受けることが困難な方に、修学資金等を次のとおり、お貸ししています。

### 1 貸付対象・条件

次の全てに該当する方で当該年度に入学し、かつ在学している方を対象とします。

- 道内に居住するアイヌの子弟  
道内に居住するアイヌの方を親権者もしくは保護者とし、その方の扶養下にあるアイヌの子弟
- 学校教育法に規定する大学又は短期大学に在学するアイヌの子弟
- 経済的な理由により修学が困難なアイヌの子弟
- 独立行政法人日本学生支援機構による修学資金の貸与を受けないアイヌの子弟

※ 修学資金等の貸付を受ける方は、大学等修学資金等貸付申請書等の必要書類を別に指定する期日までに提出していただきます。

※ 修学資金等の貸付を受ける方は、連帯保証人の届出が必要になります。

### 2 貸付額

	修学資金	入学支度金
● 国立・公立の大学又は短期大学に在学する方	月額 5万1,000円以内	一時金とします 3万6,750円以内
● 私立の大学又は短期大学に在学する方	月額 8万2,000円以内	

※ 金額は平成22年度の金額です。

### 3 貸付利率

- 無利子

### 4 貸付期間

- 貸付を受けている方が在学する大学・短期大学の正規の修業年限以内です。

### 5 返済期間

- 退学や卒業により貸付金を返還するときは、返還計画書を提出し、20年以内に返還していただきます。

※ 貸付金返還の履行猶予及び貸付金返還の減免の条件が、平成23年4月1日以降、新たに貸付を受ける方から変更になります。

## 6 適用日

- こちらに記載している内容は、平成23年4月1日以降、新たに貸付を受ける方から適用になります。

※ 平成23年4月1日以前に最初の貸付決定を受けた方は、従前の例によります。

## 7 お問い合わせ先・申請先

- 最寄りの総合振興局・振興局に、お問い合わせください。

○石狩振興局	保健環境部環境生活課	011-204-5820
○渡島総合振興局	〃	0138-47-9435
○檜山振興局	〃	0139-52-6491
○後志総合振興局	〃	0136-23-1351
○空知総合振興局	〃	0126-20-0040
○上川総合振興局	〃	0166-46-5923
○留萌振興局	〃	0164-42-8430
○宗谷振興局	〃	0162-33-2527
○オホーツク総合振興局	〃	0152-41-0627
○胆振総合振興局	〃	0143-24-9574
○日高振興局	〃	0146-22-9255
○十勝総合振興局	〃	0155-26-9029
○釧路総合振興局	〃	0154-43-9151
○根室振興局	〃	0153-24-5580